

第 3 1 号議案

豊川市保育所条例の一部改正について

豊川市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市保育所条例の一部を改正する条例

豊川市保育所条例（昭和 3 9 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一時預かり事業利用料)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p><u>(乳児等通園支援事業利用料)</u></p> <p>第 8 条の 2 市長は、<u>児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業を実施したときは、当該乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児の保護者から当該乳児等通園支援事業に係る費用（以下「乳児等通園支援事業利用料」という。）を徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により徴収する乳児等通園支援事業利用料の額は、時間額 300 円を超えない範囲内で市長が定める額とする。</u></p> <p>(納付義務)</p> <p>第 9 条 第 6 条から前条までに規定する利用料、<u>時間外保育利用料、一時預かり事業利用料又は乳児等通園支援事業利用料</u>（以下「利用料等」という。）の請求を受けた乳児又は幼児の保護者は、利用料等を市長が指定する納付期限までに納付しなければならない。</p>	<p>(一時預かり事業利用料)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(納付義務)</p> <p>第 9 条 第 6 条から前条までに規定する利用料、時間外保育利用料<u>又は一時預かり事業利用料</u>（以下「利用料等」という。）の請求を受けた乳児又は幼児の保護者は、利用料等を市長が指定する納付期限までに納付しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、乳児等通園支援事業利用料について定める必要があるからである。